

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人 愛 知 学 院
理 事 会 御 中

監事 内山 正也 ⑩

監事 金岡 潔宗 ⑩

監事 金丸 久高 ⑩

私たちは、学校法人愛知学院（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項（令和 5 年 5 月 8 日施行）に基づいて、令和 6 年度における同法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び会計監査人から計算書類等に関する報告及び説明を受けて検討いたしました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。